

平成21年第7回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成21年11月26日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 太田 健一	2番 野並 享子
3番 小菅 六雄	4番 高橋 繁夫
5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
7番 矢野 隆行	8番 梶山 幾世
9番 井狩 辰也	10番 市木 一郎
11番 坂口 哲哉	12番 田中 良隆
13番 中島 一雄	14番 丸山 敬二
15番 西本 俊吉	16番 三和 郁子
17番 鈴木 市朗	18番 田中 孝嗣
19番 立入三千男	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	教育部長	東郷 達雄
政策調整部次長	富田 久和	総務部次長	山本 利夫
広報秘書課長	寺田 実好	企画財政課長	立入 孝次
総務課長	川端 弘一		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	吉川 加代子	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 委任専決第4号 損害賠償の額を定めることについて
- 第5 議第96号 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
提案理由説明、質疑、討論、採決

開議 午後3時00分

議事の経過

(開会)

○議長（鈴木市朗君）（午後3時00分） それでは、皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第7回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（鈴木市朗君） 諸般の報告を行います。

出席議員20名、全員であります。

次に、議事日程は、既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長（鈴木市朗君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第3番、小菅六雄君、第4番、高橋繁夫君を指名いたします。

(日程第3)

○議長（鈴木市朗君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

(日程第4)

○議長(鈴木市朗君) 日程第4、委任専決第4号損害賠償の額を定めることについて、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 本日ここに、平成21年第7回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会におきましては、専決処分につき承認を求めることについて1件、また、議決案件としまして、条例の一部改正1議案につきまして、ご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

委任専決第4号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

平成21年9月25日、市道西河原保育園線において発生した路面の損傷に伴う自動車物損事故に対し、市の賠償額を1万4,289円と定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

(日程第5)

○議長(鈴木市朗君) 次に、日程第5、議第96号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議第96号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

人事院は8月11日に国家公務員の給与改定を勧告しました。その内容は官民給与の較差0.22%を是正するための俸給月額引き下げ、期末勤勉手当0.35月分の引き下

げ及び自宅等に係る住居手当の廃止を行うと共に、時間外手当の支給割合の改定にあわせて、超勤代休時間の新設を行うなどでありました。

また、政府では10月27日に勧告どおりに給与改定を行うことを閣議決定されており、本市の職員の給与においても、閣議決定の趣旨に沿った給与改定を行うものであります。

まず、特別職については、6月期における期末勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分0.15月分を支給しないこととすると共に、12月支給予定の期末手当を0.1月分の削減となる1.65月に引き下げるものであります。

次に、職員については、官民給与の較差相当分の調整として、本年4月から当該条例の施行までの較差相当分を本年12月の期末手当で削減を行うものであります。

また、給料表について、初任給を中心とした若年層を除き、すべての給与月額について引き下げ、6月期における期末勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分0.2月分を支給しないこととし、12月支給予定の期末勤勉手当を0.15月分の削減の2.2月とするものです。

さらに、時間外勤務については平成22年4月1日施行の労働基準法の一部を改正する法律に基づき、時間外勤務手当の支給割合の引き上げなどの所要の措置を講じることにより、支給割合に引き上げ分の支給にかえて、代休等を指定できる制度を設けるものであります。

なお、本条例の施行日について、人事院勧告に伴う報酬及び給与の改正については平成21年12月1日から施行し、時間外勤務に係る改正については平成22年4月1日から施行するものであります。

○議長（鈴木市朗君） これより、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

3番、小菅六雄君。

暫時休憩いたします。

再開は3時15分。

（午後3時06分 休憩）

（午後3時07分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 会議を再開いたします。

3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、議第96号について質疑を行います。

本議案は去る8月11日、人事院が行いました勧告に基づく一連の条例改正であります。主な内容は今市長説明があったとおり、1点目には、官民較差の是正を理由に給与0.22%の引き下げ、これを4月にさかのぼって適用すること、または一時金を0.35カ月、これは過去最高の削減幅であります。3点目には、住居手当の持ち家部分についての廃止、さらには時間外手当の割増率と代休制度の実施などであります。

そこで、1点目に、今回の人事院の勧告による給与・給料と一時金、両方の引き下げは6年ぶり3度目でありまして、その削減額は年収で、国家公務員で15万4,000円平均と言われております。このような大幅な削減は2003年に次ぐ過去最大規模であります。これをもう少しさかのぼりまして、1998年からの11年間で見ますと、一時金ではこの間1.1カ月、平均年間給与は国家公務員で約61万円引き下がったと言われております。つまり、公務員労働者に耐えがたい生活悪化をもたらしています。

そこで、本市の場合、本条例改正による給料・期末手当の引き下げ・削減総額が幾らになるのか、また、これを職員1人当たり平均引き下げ額について、この際お聞きしておきたいと思っております。同時に、市長は職員の生活について、このような厳しく追いやる今回の改正について、どのように認識されるのかをお聞きしておきたいと思っております。

2点目に、そもそも人事院勧告制度は公務員労働者のスト権の代償として実施されているものでありますが、今回これほどの引き下げ・削減を行う以上、職員組合との合意が必要であります。この点、交渉、協議、合意状況はどうかをお尋ねしておきたいと思っております。

3点目に、1点、今回、持ち家に係る住居手当廃止に関連して、これも、職員の総数と、それに対して、今回手当廃止になる職員数についてもお聞きしておきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員のご質問のうち、今回の給与・期末勤勉手当の改正についてどのように認識しているのかについての部分について、私からお答えさせていただきます。その他につきましては担当部長の方からお答えをさせていただきます。

基本的には、現行制度では人事院勧告にのっとりた給与の改正を行うこととしております。したがって、先ほど提案させていただきましたように勧告が出ておりますので、まずは従うということが1つ。

それと、市の財政につきましては、ご承知のようにかなり厳しい財政となっております。

そういうことからしても、財源的にも余裕があって、これの改正に従わないといったことについて、財政的体力もないと共に、市民の皆様方のご理解も得られる状況にない。当然、職員の生活については課題はございますが、今申し上げたような状況であると認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、小菅議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の今回の勧告によります条例改正等における削減総額のお尋ねでございますが、期末手当、あるいは勤勉手当、あるいはまた給料減額分、住居手当等を含めまして、総額で6,134万6,000円の試算をしております。それから、職員1人当たりの平均引き下げ額でございますが、平均の本市の場合の一般行政職、平均45歳をモデルといたしまして試算しております中では、約13万円ということになります。期末手当、あるいはまた給与の削減で約13万円ということでございます。

それから、2点目の職員組合との協議・交渉のお尋ねでございますが、これにつきましては、いつも当然のことながら、労働条件に関わることでございますので、労使協議の上でということ、基本的にはそういうご説明をさせていただいておる中でございまして、今回のこの改定、人勧に基づく給与改定につきましても、人勧どおりという提案をしていきたいということで、職員組合の方にも申し伝えをさせていただいております。いつもですと、今回の場合、組合側からは要求書なり文書で市当局あてにいただくわけでございますが、今回はそうしたことなしに、組合の、特に役員さんとの段階レベルで、交渉という形でなしに話し合いという形の中で、そうしたものを持たさせていただきました。そうしたことで、基本的には今回の改正については合意をいただいたというふうに我々は認識をしておるところでございます。

それから、3点目でございますが、持ち家住宅に係る住居手当の廃止のご質問でございます。その中で、職員総数は現在419人でございます。そのうち支給対象になっておる職員については、25人が住居手当を支給しておるという状況でございます。25人でございます。すなわち、今回廃止となる職員数でございますが、その25人が廃止という対象になる職員数ということになるということでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 幾つかもう一遍お聞きしたいんですけど、各論から先にいきますが、職員組合と基本的に合意、そういう認識をしているという、何かわかったような抽象的な言い方をされたと思いますが、合意したのかしていないのか、イエスかノーかで、もう一遍はっきり言ってください。

それと、基本的な問題に移りますが、まずは従うということではありますが、さっき言いましたように、市長は本当に今、公務員労働者、もちろん民間の労働者もそうですけど、暮らしの実態を知っておいでなのかどうか疑問に思うんですけども、今回の人事院勧告の改正で、公務員の場合はたしか国・地方で600万人影響を受けると思うんですけども、さっき言いましたように、これは本当に生活を脅かすと思うんです。先ほど、野洲市で6,134万円で、1人13万円と言われましたかな。これだけかつてない引き下げなんですね。本当に大変だと思うんです。そこで、よく言われるのが官民較差是正ということなんですけど、1つ問題は、官と民を対立させる構図で賃金を引き下げるとするのは本当によくないと思うんですよ。それが1つ。それと、今、本当に国の経済の状況で、内需・消費を拡大させ、景気を回復させるという方向には、これほどの賃下げは本当に逆行すると思うんですね。今日、昼のニュース速報で、円高が過去最高83円にまでなると報道されてましたけど、これはこれでまた大きな影響が出てくると思うんですね。経済、企業運営について。それと、市長もご存知と思うんですけど、20日公表されました月例経済報告ですか。ここでは物価動向がデフレ状況になったと。3年5カ月ぶりにデフレ宣言が行われたわけですけども、こういうことを見ますと、公務員労働者もそうですけど、民間で働く人もそうですけども、生活を脅かすだけでなく、これほどの賃金引き下げを行えば、経済そのものを破局に追い込むと、そういう認識が私はもっと必要だと思うんです。この件では、民主党の原口総務大臣ですか。こういうことを言ってるんですね。「民間で働く人たちが苦しいから、公務員も同じように給与を減らすという単純な議論は危険」、ここまではいいですよ。「しかし、一方で政府は中立・独立の人事院の判断を尊重する義務はある」と国会でこういう答弁をされまして、自民党、公明党政権時に出されたこの人事院勧告を追認しているわけですね。だから、政党状況では基本的に我が党を除いてほとんどの政党がこの人事院勧告を追認している状況なんですけども、今言いましたように、こういう状況で、かつてない引き下げが、本当に、公務員労働者のみならず民間労働者、そして経済をも脅かすと、ひいては市の財政・税収にも悪循環ですね。だから、そういう認識が必要だと思うんです。私は。もう、あんまりあれこれ言いませんが、一見、人勧は従わなけれ

ばならないという意思をお持ちだと思うんですが、そういう立場から、本当にこういうなんがいいのかどうかは、それはそれで単に従うというだけではなく、国に言うべきことは、市民、公務員労働者、民間労働者の意思は伝えなあかんと思うんですけど、そういうことも含めて、もう一度お聞きしたいしておきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど申し上げた3つ、4つの理由に基づいていまして、単純に人事院勧告に従うだけということじゃなしに、野洲市の財政状況等も考えて、やむを得ない措置と考えております。万が一従わない場合にしましても、これはかねがねから申し上げてますけれども、市独自の制度を持っておりません。現行であれば、恣意的に給与を上げたり下げたりすることは不可能でありますので、基本的には人事院勧告に従う。ただ、かつての高度成長期みたいな時には、市の財政が豊かであった自治体においては、さまざまな手当等で手当てをされて、実質、民間と合わすということがされていましたが、今申し上げましたように、市の財政自体も厳しい状況の中でありましては、先ほど申し上げた対応しか仕方がないと思っています。

それと、国への要望等につきましては、これは経済が上向くように、あるいは地域が活性化するように、これは独自、あるいは市長会等を通じて行っておりますが、ただ、人事院勧告の今回のことについては、個別に提案・要望するような案件ではないと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

職員組合との協議の中での基本的合意はしたのかということで、イエスかノーかということでございますが、私どもは合意をしていただいたと、合意をしたというふうに認識しております。今回の人事院勧告の改定分については基本的に合意をしたということでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 最後に1点確認しておきますが、集中改革プランで期末手当の削減方向が出されていますが、今回の人事院勧告は今年度なんですけども、来年度以降を

めて、集中改革プランで予定されている期末手当は今回とは別なのか、この範囲内なのか、それはどう解釈したらいいのか。別物であれば、より一層大変なことになりますので、その点はどういう解釈なのか、確認しておきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 小菅議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

ご指摘のように、財政健全化集中改革プランの中では、職員の人件費、特に期末勤勉手当で1億4,000万円を、22年度、23年度で削減するという計画でございます。それにつきまして、今回の削減とそれがどのようにリンクするのかというお尋ねだと思えますけれども、それについては、職員組合の方からも、今回の人勧による削減額については、集中改革プランの1億4,000万円の中に含めるようにという要求をいただいておりますし、そうしたことを踏まえまして、私ども、今、そうした中での組合側の要求も踏まえた中で、協議を継続してしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） ほかにご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第96号は、会議規則第39条3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、議第96号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま議題となっております議第96号について、討論及び採決を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（鈴木市朗君） ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第96号野洲市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成21年第7回野洲市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。（午後3時25分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年11月26日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 小菅六雄

署名議員 高橋繁夫